

(令和6年度版)

栗原市医学生奨学金貸付要項

《貸付けの手引き》

(追加募集)

栗原市医療局 医療管理課

目 次

1	貸付対象者	1
2	貸付金額	2
3	募集人員	2
4	奨学金の交付	2
5	貸付けの休止	2
6	貸付けの停止	2
7	償還	3
8	償還免除	3
9	償還猶予	3
10	申請手続き等	4
11	募集期限	4
12	審査方法	4
13	審査結果	5
14	交付申請書等の提出	5
15	受領書等の提出	5
16	届出義務	5
17	在学証明書等の提出	5
18	その他	6
19	申請書の提出先及び問い合わせ先	6
20	主な提出書類一覧表	7
21	栗原市医学生奨学金貸付Q&A	8

目的

栗原市立病院及び診療所の医師の確保を図るため、将来栗原市立病院及び診療所（注1）に医師として勤務する意志を持つ医学生に対し奨学金を貸付けます。

栗原市立病院等に医師として勤務する場合は、（注1）に記載の診療科目での勤務となります。（記載のない診療科目での勤務はできません。）

1 貸付対象者

◆修学一時金

令和6年4月に大学医学部に入学する方

◆修学資金

令和6年4月に大学医学部に入学する方または在籍している方

※東北医科薬科大学入学予定者または在籍者については、東北地域医療支援修学資金を利用している方は、交付対象外となります。

（注1）栗原市立病院及び診療所

市立病院

病院名（所在地）	診療科目
	病床数
栗原市立栗原中央病院 （栗原市築館宮野中央3丁目1番地1）	内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、精神科、麻酔科、放射線科、病理診断科 一般 269 床、療養 15 床、感染症 1 床、結核病床 28 床
栗原市立若柳病院 （栗原市若柳字川北原畑 23 番地 4）	内科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、リハビリテーション科 一般 45 床、療養 30 床
栗原市立栗駒病院 （栗原市栗駒岩ヶ崎松木田 10 番地 1）	内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科 療養 45 床

市立診療所

診療所名	診療科目
	病床数
栗原市立高清水診療所 （栗原市高清水桜丁 7 番地）	内科 なし
栗原市立瀬峰診療所 （栗原市瀬峰長者原 37 番地 2）	内科 なし
栗原市立鶯沢診療所 （栗原市鶯沢南郷広面 38 番地 1）	内科、歯科（休診中） なし
栗原市立花山診療所 （栗原市花山字本沢北ノ前 78 番地 2）	内科、眼科 なし

2 貸付金額

- ◆修学一時金（1人につき） 7,600,000円
- ◆修学資金（1人につき） 月額 100,000円
(入学月と卒業月は200,000円を加算)

3 募集人員

- ◆修学一時金 ※修学一時金の令和6年度募集は終了しました。
(令和7年度は11月頃募集予定です)
- ◆修学資金 1人程度

4 奨学金の交付

◆修学一時金

交付期日：市長が定める日に修学一時金を貸付けます。

交付方法：貸付決定を受け修学一時金交付申請書を市長に提出した後、一括で貸付けます。

◆修学資金

交付期間：貸付決定された月から医学部を卒業する月まで（6年が限度）

交付方法：貸付決定を受け修学資金交付申請書を市長に提出した後、四半期ごとに貸付金を交付します。

4月から 6月分 → 4月交付

7月から 9月分 → 7月交付

10月から12月分 → 10月交付

1月から 3月分 → 1月交付

※いずれの場合も、指定された本人の口座に振り込みます。

5 貸付けの休止

修学資金貸付者が医学部在学中に休学又は停学の処分を受けたときは、その期間中の貸付けは休止します。

貸付けの休止期間は、処分を受けた月の翌月から復学した月までの分となります。

6 貸付けの停止

修学資金貸付者が次のいずれかに該当したときは、貸付けを停止します。

貸付けの停止は、下記の事由が発生した月の翌月分からとなります。

- ① 医学部を退学したとき。
- ② 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ④ 死亡したとき。

7 償還

次のいずれかに該当することとなったときは、栗原市の指定した日までに貸付額を、年10%の利息とともに『一括償還』していただきます。

- ① 医学部を退学したとき。
- ② 医学部を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- ③ その他、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき（「8 償還免除」(2)に該当する場合を除きます）

※ 償還の際は、栗原市発行の納付書により納付していただくか栗原市指定金融機関へ振り込んでいただきます。振込手数料についても、ご負担ください。

※ 修学一時金及び修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息をお支払いいただきます。

また、償還が滞った場合は、連帯保証人に対して償還を請求いたします。

8 償還免除

次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の償還及び利息の支払の全部が免除されます。

(1) 医師の免許を取得した日の属する月の翌月から起算して12年を経過する日までの間に、医師として市立病院等の業務(以下「業務」という。)に、次の①～③に定める期間に従事したとき。

① 修学一時金のみの貸付けを受けた場合

3年間

② 修学資金のみの貸付けを受けた場合

交付を受けた期間の2分の1に相当する期間

(当該期間に1月に満たない期間があるときは、これを1月とする。)

③ 修学一時金及び修学資金の双方の貸付けを受けた場合

①と②に定める期間を合算した期間

(2) 業務に従事している期間中に、業務に起因する理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、(1)の①～③の期間業務に従事することができないこととなったとき。

※死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により当該奨学金を償還することができなくなったと認められるときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部又は一部が免除される場合があります。

9 償還猶予

心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金の償還が困難であると認められるときは、その事実が継続する期間、奨学金の償還及び利息の支払の全

部又は一部が猶予される場合があります。

10 申請手続き等

貸付けを申請する方は、下記により宮城県栗原市医療局宛てに必要書類を提出してください（郵送又は持参）。様式は栗原市のホームページからダウンロードができます。

(1) 提出書類

- ① 医学生奨学金貸付申請書
- ② 合格決定通知書の写し（大学より交付されたもの。修学一時金を申請する方のみ。）
- ③ 在学証明書（修学一時金と修学資金を同時に申請する方を除く。）
- ④ 戸籍抄本
- ⑤ 応募理由書
- ⑥ 履歴書
- ⑦ 生計を一にする方の所得を証明する書類（市町村長が発行するものに限る。）
- ⑧ 小論文

題名：「地域医療に対する私の考え」

400字詰め原稿用紙2枚以内

(2) 保証人

- ① 貸付けを受けようとする方は、連帯保証人を2人立てなければなりません。
- ② 連帯保証人は貸付けを受ける方と連帯して債務を負担します。
- ③ 連帯保証人は**債務を負担できる独立した生計を営む成人者**でなければなりません。この場合において、保証人のうち1人は、3親等以上離れていなければなりません。
- ④ 貸付けを受けようとする方が未成年の場合、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければなりません。

11 募集期限

修学資金 令和7年1月31日（金）必着 ※修学一時金の申請は終了しました

※ 面接日程調整等のため、申請予定日の3日前までに医療管理課にご連絡ください。

※ 定員に達した時点で募集を終了します。そのため、予告なしで終了する場合があります。

※ 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

持参、郵送とも令和7年1月31日（金）までに医療管理課に到着したものに限り受け付けますので、郵送する場合は、「配達記録郵便」などの確実な方法で申請してください。大学の合格発表の関係等によりやむを得ず申請が遅れる場合には、募集期間内に医療管理課に電話でご相談ください。

12 審査方法

書類・小論文及び面接審査

※面接日 募集開始から令和7年2月までの間で随時日程調整の上、日時及び会場を直接本人に連絡します。

13 審査結果

貸付けの適否は、文書で直接本人に連絡します。

14 交付申請書等の提出

貸付の決定を受けた方（以下「被貸付者」という。）は、直ちに次の書類を提出してください。

- ① 医学生奨学金交付申請書（被貸付者の自署）
- ② 誓約書（被貸付者及び連帯保証人の自署、連帯保証人の印鑑証明添付）
- ③ 口座振込依頼書（被貸付者の自署、口座番号の分かる通帳表紙(写)添付）

※様式は被貸付者に送付します。

また、提出日等詳細については、被貸付者に連絡します。

15 受領書等の提出

被貸付者は、奨学金の交付（修学資金の貸付けを受けた方は修学資金の最終交付）を受けた日から7日以内に、次の書類を提出してください。

- ① 医学生奨学金受領書（被貸付者の自署）
- ② 借用証書（被貸付者及び連帯保証人の自署、連帯保証人の印鑑証明添付）

※様式は被貸付者に送付します。

16 届出義務

次のいずれかに該当するときは、当該事実が発生した日から10日以内に、届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、提出してください。

なお、貸与後の届出書は、その写しを連帯保証人に送付します。

- ① 医学部を退学し、留年し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- ② 医学部における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ③ 氏名又は住所を変更したとき。
- ④ 医師の免許を取得したとき。
- ⑤ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない理由が生じたとき。

17 在学証明書等の提出

被貸付者は、医学部を卒業するまで、毎年度市長が定める日までに、所属する学年を記載した在学証明書を提出してください。

また、医学部を卒業後、栗原市立病院及び診療所の業務に従事するまでの間、大学院生は所属する学年を記載した在学証明書を、栗原市立病院等以外の医療機関等に勤務する方は、当該医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書を、毎年度市長が定める日までに、提出してください。

18 その他

年に1度、栗原市病院事業管理者等との面談を行います。(旅費の支給がありません。)あわせてアンケートを行います。

19 申請書の提出先及び問い合わせ先

宮城県栗原市医療局 医療管理課総務係

〒987-2205

宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1 (栗原市立栗原中央病院内)

TEL : 0228-21-5631

FAX : 0228-21-5632

URL : <https://www.kuriharacity.jp>

E-mail : medical@kuriharacity.jp

20 主な提出書類一覧表

区 分	提 出 す る 書 類
☆市立病院等での業務に従事するまでの間、在学又は在職を証明するとき	① 所属する学年が記載された在学証明書又は在職証明書
☆医学部を退学し、留年し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき ☆医学部における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき ☆氏名又は住所を変更したとき ☆医師の免許を取得したとき ☆保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき	① 届出書（様式第14号） ② 届出内容の事実を証明する書類
☆死亡その他の理由により連帯保証人を変更するとき	① 連帯保証人変更承認申請書（様式第2号） ② 変更する理由を証明する書類
☆市立病院等での業務に従事しようとするとき	① 栗原市立病院及び診療所勤務申出書（様式第8号） ② 履歴書 ③ 医師免許証の写し
☆市立病院等での業務を終了しようとするとき	① 栗原市立病院及び診療所勤務終了申出書（様式第9号）
☆貸与を辞退しようとするとき	① 栗原市医学生奨学金貸与辞退届出書
☆奨学金の償還の猶予を受けようとするとき	① 医学生奨学金償還猶予申請書（様式第13号） ② 健康診断書又は罹災証明書 ※死亡の場合は、死亡の理由及びその年月日を証明する書類
☆奨学金の償還の全部又は一部の免除を受けようとするとき	① 医学生奨学金返還免除申請書（様式第10号）

栗原市医学生奨学金貸付Q & A

Q1：医師として栗原市立病院及び診療所の業務に従事する際（他病院の専門研修プログラムに所属し、その連携施設等となっている栗原市立病院で専攻医として勤務する場合を含む）、診療科目は自由に選択できますか？

A1：栗原市立病院及び診療所にある診療科目での勤務となります。

Q2：医師として栗原市立病院及び診療所の業務に従事した期間は全て義務従事期間に算入されますか？

A2：義務従事期間に算入される期間と算入されない期間があります。主な内容については、次のとおりです。

義務従事期間に算入される期間	義務従事期間に算入されない期間
<ul style="list-style-type: none"> ・栗原中央病院で臨床研修をする期間 ・常勤医師として市立病院等に勤務する期間 ・専攻医として 1 か月以上連続して勤務した期間 ・年次有給休暇、病気休暇、産前・産後休暇等の特別休暇の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療応援等で非常勤医師として市立病院等に勤務する期間 ・休職（業務に起因するものを除く。）や停職となった期間 ・育児休業期間

Q3：被貸付者は、栗原中央病院に臨床研修医として優先的に採用されますか？

A3：臨床研修は医師臨床研修マッチングの中で決定しますので、被貸付者が優先されるものではありません。

Q4：休職等で義務従事期間に算入されない期間が発生し、医師の免許を取得した日の属する月の翌月から起算して12年を経過する日までの間に、義務年限を満了することができなかった場合は、全額償還しなければなりませんか？

A4：貸付金額全額を年10%の利息とともに一括償還する必要があります。

入職後に、何らかの事情で償還の義務が発生した場合、業務に従事した期間の長短により、償還額が変更されることはありません。

不意の事態による償還を防ぐためにも、出来るだけ早い時期に入職されることをお勧めします。

Q5：義務年限の従事期間については、連続でなければなりませんか？

A5：義務年限の算定については、原則として連続した従事期間となりますが、通算した従事期間を希望する申出も受け付けています。

ただし、義務年限を通算する場合でも、医師の免許を取得した日の属する月の翌月から起算して12年を経過する日までの間に、義務年限を満了するという償還免除の条件に変更はありません。

仮に2年間業務に従事したとしても、期間内に残りの1年間に従事できない場合は、貸付額全額を年10%の利息とともに一括償還しなければならないため、連続して従事することをお勧めします。